

◎新潟県告示第131号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と園路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、堤防と園路との兼用工作物の管理方法の協議成立（平成26年3月新潟県告示第483号）は廃止する。

平成27年2月6日

新潟県新潟地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系通船川

2 河川管理施設の名称又は種類

通船川左岸堤防

3 河川管理施設の位置

新潟市東区海老ヶ瀬字大刎824番1地先及び新潟市東区海老ヶ瀬新町814番3地先から新潟市東区大形本町1丁目1754番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 公園管理者 新潟市長 篠田 昭

住所 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

5 管理の内容

(1) 公園専用施設（園路の路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、園路の付属物その他専ら園路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（園路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成27年1月7日から園路の存続する日まで

7 縦覧場所

新潟県新潟地域振興局地域整備部